

## 湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p> </p> <p>16 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p> </p> <p>16 (略)</p> <p>(給料月額の特例)</p> <p><u>17 第2条第1項の規定にかかわらず、町長等の令和6年4月から同年6月までの給料月額は、別表に掲げる給料月額からそれぞれ10分の1に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	